平成２６年（フ）第４１５号
滋賀県守山市守山３丁目20番52号
債務者　メタルファクトリーこと　大山　啓介
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１７号
滋賀県草津市岡本町1380番地１　グリーンロード山手1711号
債務者　江夏　宗揚
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３号
鳥取県鳥取市上町36番地１、旧住所鳥取県鳥取市雲山233番地８　ファイブハウスゴシマ１号
債務者　田中　隆政
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９０８号
広島市中区十日市町１丁目６番10―401号　ＳＵＮ十日市
債務者　須賀　　光
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６４号
広島県廿日市市平良１丁目19―29―301　竹ノ内方、住民票上の住所広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地432
債務者　西本　裕希
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３号
広島県尾道市向島町5925番地１
債務者　則信　憲宏
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１７７号
山口県下関市長府土居の内町１番20号
債務者　河村　征志
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
高知県高岡郡佐川町永野1447番地８
債務者　山下　卓弥
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第３号
福岡県飯塚市鯰田2425番地41　市営松本住宅１棟119号
債務者　森田由美子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４号
福岡県飯塚市幸袋540番地27　市営幸袋池田住宅１棟135号
債務者　森山　弥生
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３６８号
大分市大在北３丁目10番26号　フラワーレジデンス405
債務者　日浦　健一
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３９０号
大分市大字森544番地の３
債務者　工藤　浩二
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４６号
鹿児島県奄美市名瀬西仲勝1264、住民票上の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字於斉545番地
債務者　喜　　徳枝
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第７号
長野県千曲市大字寂蒔96番地７
債務者　竹内　克也
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１２３号
宮城県栗原市高清水東館35番地６
債務者　大場　敏明
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２号
兵庫県南あわじ市神代地頭方1535番地11
債務者　土井　真代
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第９７号
佐賀県唐津市和多田海士町５番32号　ヒルポートハウスＢ―205号
債務者　中山　勇祈
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部